平成２２年（フ）第３８０号
大分市富士見が丘東５丁目４番15号
破産者　株式会社ビッグ・マウンテン
1　決定年月日　平成22年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３４９号
埼玉県越谷市大字北川崎746番地８
破産者　有限会社Ｒ・Ｅプロジェクト
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３５０号
埼玉県越谷市花田６丁目10番地15パインブルックＣ202号
破産者　株式会社パートナー
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２０年（フ）第１４３号
茨城県結城市大字結城8479番地
破産者　有限会社コタニ商会
1　決定年月日　平成22年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２０４号
茨城県下妻市大木1293番地
破産者　有限会社奥村養鶏場
1　決定年月日　平成22年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２０７号
茨城県下妻市大木1291番地
破産者　有限会社サンイチファーム
1　決定年月日　平成22年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１３５号
茨城県古河市横山町１丁目１番37号
破産者　被相続人大高重光相続財産
1　決定年月日　平成22年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１４２２号
千葉市中央区今井１丁目21番７号　アーバンエクセル蘇我702号
破産者　南　　将治
1　決定年月日　平成22年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０５号
千葉市中央区星久喜町1049番地の28
破産者　大木　哲也
1　決定年月日　平成22年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１７５号
千葉県船橋市飯山満町２丁目529―15、住民票上の住所鹿児島県奄美市名瀬久里町５番15号
破産者　藤本　泰弘
1　決定年月日　平成22年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５３４号
千葉市若葉区東寺山町1065番地４　東寺山ハウスＡ棟
破産者　藤本　朋子
1　決定年月日　平成22年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６２号
千葉県四街道市和良比913番地77
破産者　株式会社ＭＡＴ
1　決定年月日　平成22年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１０１９号
横浜市栄区上郷町2215番地11
破産者　有限会社デルブ
1　決定年月日　平成22年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５３号
福井市和田東１丁目815番地
破産者　白雲堂食品工業株式会社
1　決定年月日　平成22年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６９号
福井県勝山市昭和町３丁目２番52号12
破産者　有限会社福嶋工業
1　決定年月日　平成22年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８４９号
愛知県犬山市上坂町１丁目34番地
破産者　ケイアイ給食センター株式会社
1　決定年月日　平成22年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９８０号
名古屋市港区善進町１丁目30番地の８
破産者　株式会社大明
1　決定年月日　平成22年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１６号
大阪府岸和田市山直中町442番地の１
破産者　有限会社グッドホーム関西
1　決定年月日　平成22年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７１３号
大阪府岸和田市下松町1346番地の１
破産者　川端重機工業株式会社
1　決定年月日　平成22年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１２３号
大阪府泉佐野市新町２丁目５番24号
破産者　有限会社成輝工業
1　決定年月日　平成22年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１４６１号
横浜市栄区長沼町88番地１
破産者　株式会社松舘工務店
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８２５号
横浜市神奈川区神大寺２丁目９番14―1004号
破産者　有限会社泰誠工業
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部